令和7年度 地域包括支援センター 運営事業 実施方針について

令和7年3月11日(火) 宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課

本議題でご意見をいただきたい内容

令和7年度宇都宮市地域包括支援センター 運営事業の実施方針について適切か

1. 概要

実施方針策定趣旨および運営上の基本的な考え方





・ <u>地域包括支援センターにおける運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の</u> 指針等を明確にするとともに、<u>地域包括支援センター業務の円滑な実施に資</u> することを目的として策定する。

(2) 運営上の基本的な考え方



【地域性の視点】

地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な存在であるために,担当圏域の地域特性や地域の実情を踏まえた事業運営を行う。

【公益性の視点】

介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として,公正で中立性の高い事業運営を 行う。

【協働性の視点】

地域包括支援センターの職員が,連携・協働の事務体制を構築し,業務を遂行するチームアプローチを心がける。

概要 全体図

(3)全体図

資料5

をご覧ください。

(1) センター職員の資質向上・運営体制の強化

- ・運営事業委託料の増額を計上し、専門人材の確保と定着が図られるよう努める。
- ・ センター職員に求められるスキルや専門性を市と共有し、連携して資質向上の取り 組めるよう、センター間の共有を図り、担当者会議やセンター長会議等を通じて課 題について検討を行うとともに、情報共有が図れるよう取り組んでいく。
- ・ タブレット端末について、相談支援機能の充実、センターの業務効率化に繋げられるよう担当者会議やセンター長会議、職種別会議や研修等で活用し、事例を適宜共有しながら、<u>デジタル技術の活用を推進していく。</u>

- 2. 事業評価に基づく令和7年度の対応
- (1) センター職員の資質向上・運営体制の強化
 - ・保健と福祉のまるごと相談「エールU」

保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」相談受付件数

総合相談件数(R7.1月末時点)

16,877件

(前年同月時点 17,410件)

▶うちエールU件数 (R7.1月末時点)

638件 (3.7%)

(前年同月時点 465件)

・ 事例検討を入れた研修会を開催し、エールUとして「相談を受ける」、 「アセスメントをして関係機関等へつなぐ」を適切に行えるようスキルアップを図る。

(2) センターの機能強化

- ・ <u>地域ケア会議の開催において、アドバイザーを呼ぶなどして質の高い会議が開催で</u> <u>きるよう単価の見直しを行い、委託料の増額を計上。</u>
- ・ 今後も増加が見込まれるひとり暮らし高齢者に対して行っている。**ひとり暮らし高 齢者等安心ネットワーク事業について、重層的な体制を構築することができるよう 単価の見直しを行い、委託料の増額を計上。**
- ・ 引き続きタブレット端末を活用し、オンライン相談など<u>デジタル技術を活用した業</u> 務が行えるよう支援していく。

(2) センターの機能強化

・令和6年度導入のタブレット端末についての経過報告

R6.10月,11月

12月

R7.1月,2月

R7.3月

スケジュール

 納品, リモートアクセス ソフト設定 2リモートアクセス ソフト説明会

3多言語翻訳アプリ 導入 4 全センター合同で 活用事例共有

5 認定申請に係る電子 申請の試験運用 運営協議会・センター長会議にて報告

概要

- ・業者による端末設定 およびセンターPCに 市が設定したソフト のインストール作業
- ・訪問時に受けたセンターからの問合せについては、市に報告をもらい、対応
- ・Zoom会議にて業者から リモートアクセスソフト についての説明
- ・担当者会議にて多言語翻 訳アプリの導入説明
- ・センターからの質疑応答
- ・担当者会議にて活用事例の紹介、高齢福祉課からその他の活用方法の紹介
- ・電子申請共通システムで の認定状況進捗確認や認 定申請に係る問合せ等へ の試験運用について説明
- ・運営協議会, センター長会議にて 本件報告

参加者

業者

包括

市

業者

1括

包括市

市

運協

包括

- (2) センターの機能強化
 - ・令和6年度導入のタブレット端末についての活用事例

分類

事例内容

市民 サービス 向上

事務効率化

- ・介護保険の手引き、福祉用具をホーム画面に登録し、すぐ説明できるようにしている。
- ・多言語翻訳アプリ「KOTOBAL」を活用し、外国人高齢者へ介護保険説明。
- ・訪問時、介護保険証等をスキャンし、センターへ帰社後出力、タブレット端末データの消去。
- ・見守り活動会議等の地域ケア会議に持参し、リモートアクセスソフトで対象者情報の確認、共有。
- ・退院前のカンファレンスの際や委託先の担当者会議の際リモートアクセスソフトで記録の確認等。
- ・会議において簡易な議事録の作成、会議の様子を写真で保存し、センターへ帰社後出力。
- ・「医介連携ネットワークシステム どこでも連絡帳」をホーム画面に登録し,運用。
- ・「Zoom」アプリを導入し、リモート会議に参加。
- ・次の訪問へ向かう前の空き時間などで、リモートアクセスソフトを活用して記録の確認等。
- ・外部会議に持参し、資料確認、メモ作成

要望

- 1人1端末
- ・地域包括支援センター 担当者会議等での活用
- ・認定申請の電子化

- (2) センターの機能強化
 - ・令和6年度導入タブレット端末についてのまとめ (~R6.3.11)

- ・相談にきた市民に対して,リアルタイムな情報を,イメージ写真等を 用いながら**より分かりやすい説明・対応**を行っている。
- ・リモートアクセスソフトを活用し、安全性が保たれた環境で、訪問先、 会議先で記録の確認等ができ、**迅速な対応**にも繋がっている。
- ・隙間時間を活用した,作業等が行うことで**事務の効率化**ができている。
- ・<u>リモート会議・研修に参加しやすい環境の一助</u>となっている。
- ・センターに2~3台ということで、**譲り合いの使用**になっている現実もある。

- (2) センターの機能強化
 - ・令和6年度導入タブレット端末の今後について

令和7年度の活用(案)

- ・電子申請共通システムによる介護申請に係る各種問合せ受付(認定審査G)
- ・電子申請共通システムによる地域ケア会議や月例報告書の提出
- ・公共施設予約の電子申請など、市のDX推進に対応
- ・毎月の担当者会議などで、タブレット端末を用いた会議開催、活用事例の共有 を行うことや、全庁的な電子化の動き等があれば、随時、センターに対して説 明・実践・フォローを行い、導入支援を行う。
- ・引き続きタブレット端末を活用し、地域包括支援センターの機能強化、事務効率化となるよう支援していく。

(3) 一般介護予防事業の強化について

一般介護予防事業の「通所型サービスC」および「はつらつ教室」について、高齢者に対するより良い自立支援・重度化防止に繋げるため、内容の見直しを行う。

・通所型サービスC

従来の集団での運動指導員による支援ではなく、理学療法士や作業療法士による専門性の高い職種から、利用者に合った適切な支援を個別に実施。

・はつらつ教室

従来の認定のない高齢者だけではなく、認定を保有していてもサービスを利用して おらず自立した高齢者も参加可能とし、対象者の幅を広げる。

令和6年度までの通所C:虚弱高齢者支援(3か月間の短期集中)

教室型

場所:地区セン等

指導:スポーツクラブに委託



特徴 集団で仲間と一緒に行い、年1回開催

対象者 チェックリスト該当者※、要支援1・2

定員 15名/会場

回数 10回/会場(週1回, 120分程度), 年1回実施

・利用者(少)とスタッフ数(多)の不釣り合い

・事業対象者が8割、はつらつ教室の内容と類似

会場へ行ける人のみ(送迎なし)

委託料は実施人数に関わらず支払(ハコ払い)

施設通所

場所:スポーツジム

指導:スポーツクラブに委託



特徴 少人数制を希望し、自分のペースで通える

チェックリスト該当者※、要支援1・2 対象者

定員 15名/会場

回数 12回/人(週1回,90分程度)

課題等

・実績が伸びない

・会場へ行ける人のみ(送迎なし)

メリット

課題

・パーソナルな対応

・委託料が実績払い

介護予防教室:元気な高齢者支援

はつらつ教室

場所:地区セン等 指導:委託先



対象者

65歳以上の介護認定等を持っていない人

定員

20名/会場

回数

10回/人(2回/月, 120分程度)

課題等

- 包括によって開催回数の差が生じている
- ・要支援等に該当すると受講不可

令和7年度から

新通所C:虚弱高齢者 3か月間の短期集中支援 ⇒より良い自立支援・重度化防止へ!

新通所C 介護保険通

リハ事業所 にて実施



統合

対象者

チェックリスト該当者※、要支援1・2

・支援が必要な人にパーソナル&タイムリーに実施

・リハ職による体力測定、フレイルチェックが可能

・言語聴覚士等による聞こえのチェック、口腔機能

・設備、人材が揃い、他利用者もいる環境で実施

定員

メリット

都度事業所と調整(週1回,90分程度)

回数

12回/(週1回程度)

のチェックが可能

・委託料の実績払い

・必要に応じ、送迎も可能



- ・専門性の高い職種から利用者に合った適切 な支援が受けられる
 - ⇒意欲向上、自立支援・重度化防止
- ・適切な委託料の支払い



期間終了後、はつらつ教室にも参加可能!

はつらつ

教室 地区セン等



対象者

・65歳以上の介護認定を受けていない人

認定有でもサービスを利用せず自立している人

定員

15名/会場

回数

12回程度/人(2回/月,120分程度)

特徴

・本人への充実した評価の実施

追加:体力測定、口腔機能の検査、フレイルチェック

※チェックリスト該当者:国のチェックリストに該当項目が一定数ある生活機能の低下がみられる高齢者(医師の意見書不要、審査会不要でタイムリーに特定のサービスの利用が可能)

拡充

(3) 一般介護予防事業の強化による変化

市民

- ・通所する際の送迎や、参加対象の幅が広がることで、これまで参加するうえで課題となっていた部分がクリアになる。
- ・専門性の高い支援をうけることで**意欲の向上,それに伴い** 今まで以上の自立,重度化防止へと繋がる。

包括

- ・介護予防教室と通所型サービスCの対象者が明確になるので 募集がしやすくなり,業務負担が軽減される。
- ・通所型サービスCでは, **リハビリテーション専門職と一緒**に**本人の状態を評価**できるため, **適切な支援**につなぎやすくなる。